



No.588  
3 分間  
税ミナール  
令和 5 年 4 月 26 日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 小規模事業者持続化補助金に「インボイス特例」を追加

2023年度の小規模事業者持続化補助金の申請受付が先月3月10日からスタートしましたが、今回(第12回公募)から「インボイス特例」による補助金の拡充が行われています。

同補助金は、常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である小規模事業者を対象に、これらが作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、これと併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するもので、「通常枠」と「賃金引上げ枠」、「卒業枠」、「後継者支援枠」、「創業枠」の5つの枠からなります。補助上限額は、通常枠が50万円、その他の4つの枠は200万円とされ、補助率はすべての枠で2/3(ただし、賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者の補助率は3/4)とされています。

補助対象となる主な要件は、「賃金引上げ枠」は最低賃金を、地域別最低賃金より+30円以上とした事業者、「卒業枠」は小規模事業者として定義する従業員数を超えて、規模を拡大する事業者、「後継者支援枠」はアトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者、「創業枠」は過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け、創業した事業者となっています。

対象経費は、①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費機械装置等費とされており、インボイス制度対応のための取引先の維持・拡大に向けた税理士など専門家への相談費用も対象に含まれます。

今回の公募から見直しが行われ、免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組むことを要件とする「インボイス枠」を廃止する一方、上記の4つの枠の事業者で、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた場合に補助額が一律50万円上乘となる「インボイス特例」の拡充措置が行われ、補助上限額が最高250万円にまで拡充されています。

なお、過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、今回の公募からの「インボイス特例」は対象外となるので注意が必要です。申請の締切りは、今年6月1日までとなっています。

「小規模事業者持続化補助金<一般型>第12回公募要領(全国商工会連合会)」(2023年3月3日)は、こちらからご覧いただけます。

[https://r3.jizokukahojokin.info/doc/r3i\\_koubo\\_ver7.pdf](https://r3.jizokukahojokin.info/doc/r3i_koubo_ver7.pdf)

